

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例(令和3年3月30日京都市条例第53号)

(建設局土木管理部道路河川管理課)

道路の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱, 電線, 変圧塔, 郵便 差出箱, 公衆 電話所, 広告 塔その他これらに類する 工作物	電柱及びその支柱類		円 3,500	円 500	円 3,800	円 470	
	電話柱及びその支柱類		2,100	290	2,200	270	
	その他の柱類		210	29	220	27	
	線 類	共架電線その他 上空に設けるもの	長さ1メートル につき1年	21	3	22	3
		地下電線その他 地下に設けるもの		12	2	13	2
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,000	290	2,200	270
		地下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200	180	1,300	160
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1個につき1年	4,100	590	4,400	540
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	250	1,800	230
	広 告 塔		表示面積1平方 メートルにつき 1年	12,000	2,200	16,000	2,100
そ の 他 の も の		占用面積1平方 メートルにつき 1年	4,100	590	4,400	540	
水管, 下水道 管, ガス管そ の他これら に類する物 件	管 路	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	86	12	92	11
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		120	18	130	16
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		180	26	200	24
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250	35	260	33
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		370	53	400	49

		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		490	70	530	65
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		860	120	920	110
		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,200	180	1,300	160
		外径が 1 メートル以上の もの		2,000	280	2,100	260
	そ の 他 の も の			1,200	180	1,300	160
鉄道, 軌道, 自動運行補助施設その他これらに類する施設				4,100	590	4,400	540
アーケード				380	58	410	54
日よけ類			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900	290	2,000	270
上空又は地下に設ける通路				6,200	1,100	7,800	1,000
浄化槽その他これに類する施設				4,100	590	4,400	540
露店, 商品置場その他これらに類する施設				4,100	590	4,400	540
看板 (アーチであるものを除く。)			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	7,200	1,300	7,700	1,200
標識			1 本につき 1 年	3,300	470	3,500	430
旗			1 本につき 1 月	1,200	220	1,600	210
幕 (工事用施設であるものを除く。)			その面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,200	220	1,600	210
アーチ	車道を横断するもの		1 基につき 1 月	12,000	2,200	16,000	2,100
	その他のもの			6,200	1,100	7,800	1,000
ぼんぼり	外径が 1.5 メートル未満のもの		1 本につき 1 月	2,200	390	2,800	370
	外径が 1.5 メートル以上のもの			3,900	690	4,900	650
添加広告物			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	12,000	2,200	16,000	2,100
太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,100	590	4,400	540

工事用施設及び工事用材料	占有面積1平方メートルにつき 1月	1,200	220	1,600	210
仮設建築物及び一時収容施設		410	59	440	54

この条例は令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

「

円	円
3,500	500
2,100	290
210	29
21	3
12	2
2,000	290
1,200	180
4,100	590
1,700	250
12,000	2,200
4,100	590

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

を

」

「

円	円
3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
2,200	270
1,300	160
4,400	540
1,800	230
16,000	2,100
4,400	540

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

「

86	12
120	18
180	26
250	35
370	53
490	70
860	120
1,200	180
2,000	280
1,200	180

を

「

92	11
130	16
200	24
260	33
400	49
530	65
920	110
1,300	160
2,100	260
1,300	160

に改め、同表法第32条

」

」

第1項第3号に掲げる施設の項中「4,100」を「4,400」に、「590」を「540」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「380」を「410」に、「58」を「54」に、「1,900」を「2,000」に、「290」を「270」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「6,200」を「7,800」に、

「1, 100」を「1, 000」に, 「4, 100」を「4, 400」に, 「590」を「540」に改め, 同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4, 100」を「4, 400」に, 「590」を「540」に改め, 同表道路法施行令（以下「令」という。）第

「

7条第1号に掲げる物件の項中

7,200	1,300
3,300	470
1,200	220
1,200	220
12,000	2,200
6,200	1,100
2,200	390
3,900	690
12,000	2,200

を

」

「

7,700	1,200
3,500	430
1,600	210
1,600	210
16,000	2,100
7,800	1,000
2,800	370
4,900	650
16,000	2,100

に改め, 同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「4,

」

100」を「4, 400」に, 「590」を「540」に改め, 同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1, 200」を「1, 600」に, 「220」を「210」に改め, 同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「410」を「440」に, 「59」を「54」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

### (令和3年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立している占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和3年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)